

(案)

尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する  
年 度 協 定 書 (令和 年度)

尾 張 旭 市

## 尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する年度協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に、尾張旭市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の管理運営に関して締結した尾張旭市スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、スポーツ施設の管理運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、スポーツ施設の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）の各年度の実施内容及び本業務の実施の対価として支払われる年度の指定管理料を定めることを目的とする。

（令和〇〇年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和〇〇年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（令和〇〇年度の指定管理料）

第3条 甲は、本業務の実施の対価として、令和〇〇年度は金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）の指定管理料を支払うものとする。ただし、指定管理料のうち、施設及び設備並びに備品等の修繕に要する費用として7, 000, 000円、利用料金減免相当分として2, 700, 000円及び市民プール駐車場整理に要する費用として4, 000, 000円は年度末において精算するものとする。

2 前項の指定管理料の支払方法については、次の各号に定める期ごとに乙の請求に基づき支払うものとする。

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (1) 第1四半期（4月から6月まで）   | 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| (2) 第2四半期（7月から9月まで）   | 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| (3) 第3四半期（10月から12月まで） | 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| (4) 第4四半期（1月から3月まで）   | 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |

3 前項の指定管理料の支払方法については、年度指定管理料の範囲内で甲、乙協議の上、変更することができる。

4 年度指定管理料は、基本協定に定めるほか、効率的、効果的な運営により当初金額より減額できる場合は、甲、乙協議の上、変更するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとし、基本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1  
尾張旭市  
代表者 尾張旭市長 柴 田 浩 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

<複数団体の場合>

乙 代表団体

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

構成団体

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

.

.

.